

## 資料編

### ■ 笛吹市環境基本条例

#### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第8条)

#### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

##### 第1節 施策の策定等に係る指針(第9条)

##### 第2節 環境基本計画(第10条—第12条)

##### 第3節 基本的施策(第13条—第26条)

##### 第4節 体制の整備等(第27条—第28条)

#### 第3章 地球環境の保全の推進(第29条—第30条)

#### 第4章 環境審議会(第31条—第35条)

#### 第5章 補則(第36条)

#### 附則

私たちのまち笛吹市には、御坂山塊をはじめとする山々がそびえ、笛吹川水系の大小様々な河川が絶え間なく流れている。そして、私たちはこのような緑豊かな山々、森林の緑やさきい空気、清流、そこに生きる生物から多くの恩恵を受けてきた。また、広大な果樹地帯が広がる桃・ぶどう日本一の郷、美しい桃源郷、豊富な湯量を誇る石和温泉・春日居温泉を擁する温泉の郷として栄えてきた。このような豊かな自然と歴史を持つ笛吹市の環境は、私たちの貴重な財産である。

しかしながら、私たちは、日常生活や事業活動において物質的な豊かさや利便を追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、日々の暮らしから排出される大量の廃棄物等は環境に影響を与え、今では人類の生存に悪影響を及ぼすほどの深刻な問題を生じさせている。

私たちは、良好な環境の下で、健康で文化的な生活を営む権利を有しており、自らの社会を環境への負荷の少ない持続可能な発展ができる循環型社会・低炭素社会へと変えていくとともに、恵み豊かな環境が市全体の共有財産であることを認識し、環境を良好な状態に保全して将来の世代に引き継いでいく責務がある。

私たちは、この責務を果たすため、笛吹市の環境に関する基本理念を明らかにし、笛吹市の良好な環境保全に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この条例は、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び旅行者その他の滞在者(以下「滞在者」という。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来に向かって良好な環境の下で、市民が健康で文化的な生活を送ること並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **環境の保全及び創造** 公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害の防止や自然の恵みの確保等に止まらず、水や空気、そこに生息する動植物等の自然の構成要素を有効に活用することにより、環境にやさしく、潤いと安らぎを感じる快適な生活空間を創り出すことをいう。
- (2) **環境への負荷** 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及び創造を図る上での支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) **地球環境の保全** 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) **公害** 環境の保全及び創造を図る上での支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係にある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

**第3条** 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を保全するとともに、その環境が持続して享受できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生及び資源の循環を基調とした環境への負荷の少ない、持続可能な発展ができるまちづくりを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの役割を自覚し、適切な役割分担の下、自主

的かつ相互に連携して推進されなければならない。

- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、市、市民、事業者及び滞在者がこれを自らの課題として積極的に推進されなければならない。

**(市の責務)**

**第4条** 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の特性を踏まえた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民、事業者及び滞在者並びにこれらが組織する団体（以下「市民等」という。）の参加及び協力を促進し、その意見を聴取し、及び反映するように努めなければならない。
- 3 市は、基本理念にのっとり、自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 市は、市民等が環境の保全及び創造のために行う活動を支援し、及び協力する責務を有する。

**(市民の責務)**

**第5条** 市民は、基本理念にのっとり、環境を保全し及び創造するための支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努める責務を有する。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じた環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が計画し、実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、協力するように努めなければならない。

**(事業者の責務)**

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。
- (1) その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られること。
- (2) その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄される場合の排出抑制、適正な循環的利用及び処分が図られること。
- (3) その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が計画し、実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、協力するように努めなければならない。

**(滞在者の責務)**

**第7条** 滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、滞在者は、市が計画し、実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

**(協働の責務)**

**第8条** 市、市民、事業者及び滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に資するため、互いの立場及び特性を尊重し、対等及び公平な関係の下で、互いに協働するよう努めなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第1節 施策の策定等に係る指針

**(施策の策定等に係る指針)**

**第9条** 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を踏まえ、各施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されることにより、健康で安心して暮らせる生活環境が保全されること。
- (2) 野生生物の種の保全その他の生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地帯等における多様な自然環境が自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、及び創造されること。
- (3) 人と自然との触れ合いが保たれ、潤いと安らぎを感じることでできる空間が創出されること。
- (4) 地域の歴史的文化的な特性が生かされ、自然環境と調和のとれた安全で快適な生活空間が保全され、良質で文化的な生活環境が形成されること。
- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を促進することにより、環境への負荷が低減されること。
- (6) 市、市民、事業者及び滞在者が協働して環境の保全及び創造に取り組めること。

### 第2節 環境基本計画

**(環境基本計画)**

**第10条** 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
  - (2) 環境の保全及び創造に関する目標
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、笛吹市環境審議会の意見を聴かなければならない。
  - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。
  - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(事業等の立案及び実施における環境配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとし、環境の優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3節 基本的施策

(規制等の措置)

第13条 市は、公害を防止するため、必要な指導、助言、規制等の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造を図る上での支障を防止するために必要と認めるときは、地域の特性を踏まえ、影響及び効果を考慮し、規制、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第14条 市長は、環境の保全を図るために特に必要があると認めるときは、市民等が実施する事業行為について、市民等との間に公害の防止その他の環境の保全に関する協定を締結し、その履行を確保するものとする。

(経済的な措置等)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設整備、その他環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的支援を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等の推進)

第16条 市は、公共下水道、一般廃棄物の処理施設等の環境への負荷の低減に資する公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

第17条 市は、本市の良好な自然環境及び多様な生態系を保全及び創造し、人と自然との豊かなふれあいが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(安全で快適な生活空間の保全等)

第18条 市は、安全で快適な生活空間を保全し、及び創造するため、地域の特性に配慮した良好な景観の形成、美化の推進、健全な住環境の確保等が図られるように必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

第19条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び滞在者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(再生資源等の利用の促進)

第20条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理体制の整備等)

第21条 市は、その事業活動に係る環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する体制の整備に努めるとともに、事業者が自主的に行う環境管理が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、活動意欲が増進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第23条 市は、市民等が自発的に行う自然保護活動、資源の循環的な利用に資する活動、その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

**(情報の収集及び提供)**

第24条 市は、環境の保全及び創造に関して、環境教育及び環境学習の振興並びに市民等が自発的に行う活動の促進に資するため、必要な情報を収集し、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、これを適切に提供するように努めるものとする。

**(監視等の体制の整備)**

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、調査等の体制を整備し、環境の状況の的確な把握に努めるものとする。

**(指導、勧告等)**

第26条 良好な環境に対する侵害又は侵害のおそれがあると認められるときは、これを防止又は排除するため、その原因者に対し、説明、報告等を求め、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

**第4節 体制の整備等****(推進体制の整備)**

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び円滑に実施するために必要な庁内の体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切かつ効果的に実施するため、市民等と連携協力して取り組む体制の整備に努めるものとする。

**(国、県及び他の地方公共団体との協力)**

第28条 市は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取り組みを必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

**第3章 地球環境の保全の推進****(地球環境の保全の推進)**

第29条 市は、地球環境に与える負荷を低減するための施策に率先して取り組むとともに、地球環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境の保全を推進するため、地球環境の状況、その他の地球環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

**(地球温暖化対策のための取組)**

第30条 市は、地球温暖化の防止に資するため、市の自然的社会的条件を踏まえつつ、総合的かつ計画的な施策を策定し、推進するものとする。

2 市は、自らの事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるものとする。

3 市民、事業者及び滞在者は、その日常生活、事業活動及び滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自ら講ずるよう努めるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力しなければならない。

**第4章 環境審議会****(設置及び所掌事務)**

第31条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、笛吹市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的な方針に関する事項
- (2) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項
- (3) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項

3 審議会は、前項に掲げる事項について市長に意見を述べることができる。

**(組織及び任期)**

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(会長及び副会長)**

第33条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。



- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第34条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、審議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、市民環境部環境推進課において処理する。

## 第5章 補則

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## ■ 笛吹市環境基本計画庁内推進委員会設置要綱

### (目的)

**第1条** 笛吹市環境基本条例(平成23年3月14日条例第1号)第27条第1項の規定に基づき、笛吹市環境基本計画の推進について庁内の意見調整と連携を図るため、笛吹市環境基本計画庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 環境基本計画の推進に関すること
- (2) 庁内各部署における環境保全に関する施策及び事業の調整に関すること
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

**第3条** 委員会の委員は、別表に掲げる担当のリーダー以上の職にある者をもって組織する。

### (会議)

**第4条** 環境推進課長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 環境推進課長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (庶務)

**第5条** 委員会の庶務は、市民環境部環境推進課において行う。

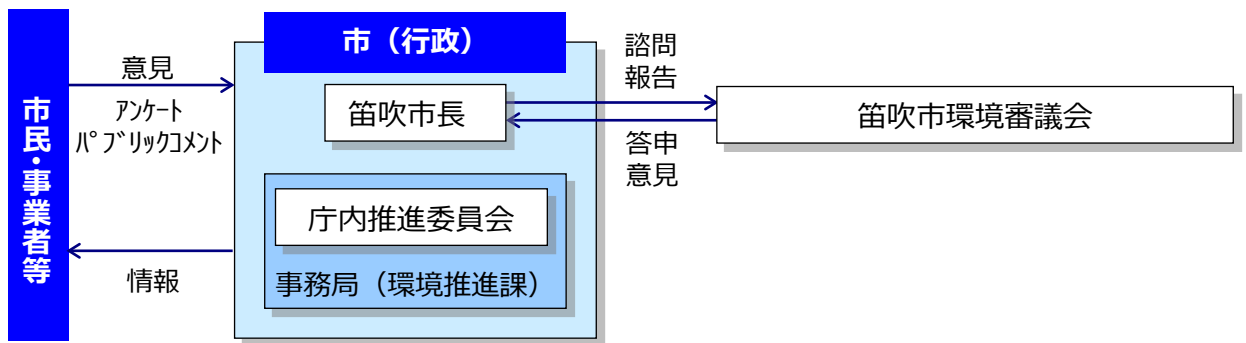
### (補則)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、環境推進課長が委員会に諮って定める。

### 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## ■ 計画の策定体制



## ■ 笛吹市環境審議会委員名簿（順不同、敬称略）

区分	委員氏名	所属・役職名
学識経験者	島崎 洋一（会長）	山梨大学大学院総合研究部 准教授
	石川 啓吾	山梨県中山間ふるさと・水と土指導員
関係行政機関	谷内 大輔	山梨県峡東林務環境事務所 環境課リーダー
各種団体代表	雨宮 正寛（副会長）	笛吹市商工会 副会長
	高野 隆範	笛吹農業協同組合 指導課長
	土屋 正和	笛吹市観光物産連盟 事務局長
	飯島 清孝	笛吹市連合区長会 理事
	春田 美子	笛吹市農業委員会 農業委員
	芝垣 玲子	笛吹市農業委員会 農業委員
	北野 勇樹	笛吹青年会議所 直前理事長
	齊藤 文栄	笛吹市教育委員会 教育委員
	芦澤 文	笛吹市教育委員会 教育長職務代理者
	宮城 栄僖	笛吹市文化財保護審議会 会長職務代理
	福沢 昭文	笛吹市環境指導員会 会長
市民団体代表	若杉 成剛	笛吹市廃棄物減量等推進審議会 会長 笛吹市地下水資源保護審議会 会長
	荻原 恵美子	グループエコふれんど 代表

## ■ 笛吹市環境基本計画庁内推進委員会名簿

部	課	担 当	氏 名
総務部	管財課	管理担当	赤松 隆二
総合政策部	政策課	政策推進担当	荻原 昭
市民環境部	市民活動支援課	市民活動支援担当	宮澤 まな美
産業観光部	農林振興課	農林経営担当	降 矢 昇
	農林土木課	農林土木担当	飯塚 健二
	観光商工課	観光担当	飯島 健史
農業委員会事務局		総務担当	稲葉 昭人
建設部	まちづくり整備課	計画指導担当	橘田 裕哉
	土木課	建設担当	堀内 正博
公営企業部	下水道課	管理担当	丸山 幸一
	水道課	工務担当	藤田 昭二
教育委員会	学校教育課	学務担当	古屋 洋一
	文化財課	文化財担当	瀬田 正明
御坂支所		地域住民担当	白城 千秋
一宮支所		地域住民担当	石原 俊一
八代支所		地域住民担当	丸山 正
境川支所		地域住民担当	小林 徹
春日居支所		地域住民担当	生原 淳一
芦川支所		地域住民担当	石田 利和



■ 笛吹市環境基本計画の策定経過

期 日	活 動
令和元年度 2月～3月	第2次笛吹市環境基本計画策定に伴うアンケート調査
令和2年度 8月5日	環境審議会へ第2次笛吹市環境基本計画（案）について諮問
8月5日	第1回 笛吹市環境審議会
9月29日	第1回 笛吹市環境基本計画庁内推進委員会
11月27日	第2回 笛吹市環境審議会
12月23日	第2回 笛吹市環境基本計画庁内推進委員会
1月21日～ 2月1日	パブリック・コメント実施
2月4日	第3回 笛吹市環境審議会
2月4日	環境審議会から第2次笛吹市環境基本計画（案）について答申

## ■ 用語解説

### 【あ行】

#### アイドリングストップ

自動車の停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。

#### アダプト・プログラム

行政と市民とが一体となり、協働して地域美化を推進するための制度。アダプトには英語で“～を養子にする”という意味があり、市民を里親、地域を里子に見立て、愛情を持って自分たちの住む地域の面倒をみて(＝美化活動をして)、それを行政がサポートする形となっている。本市では、アダプト・プログラム登録団体に対して、美化活動に使用するごみ袋・ほうき等の清掃用具の貸与・支給、集められたごみの回収などを行っている。

#### 一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもののこと。一般家庭から排出される家庭ごみ(生活系廃棄物)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物(オフィスごみなど)も事業系一般廃棄物として含まれる。一般廃棄物の処理は市町村が処理計画を定めて実施する。

#### ウォームビズ

地球温暖化対策の一つとして、冬季の暖房時の室温を 20℃を目安に設定し、服装を「働きやすく暖かく格好良い」ビジネススタイルで過ごすことを趣旨とした取り組みのこと。環境省が 2005 年に提唱して始まり、各省庁や自治体、民間企業、家庭での実践を呼びかけている。また、環境省は洋服だけでなく、冷えを防止する食生活や熱を逃がさない住まいの工夫など、衣食住全般にわたる取り組みを提案している。

#### エコアクション 21

EA21 の項目を参照。

#### 温室効果ガス

地表から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇(地球温暖化)させる効果を有する気体の総称。「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)など、7 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

### 【か行】

#### 外来種

国外や国内の他地域から人為的(意図的または非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

#### 環境影響評価(環境アセスメント)

大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度。環境アセスメントともいう。

#### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。生産性を追及して化学肥料

や農薬などを使用する農業は、土地を汚染し生態系を壊してしまう可能性もあり、環境破壊や地球温暖化などにつながるため、現在は環境に配慮した農業が求められている。

### 環境マネジメントシステム

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指す。取組内容としては、環境マネジメントに関する方針の作成、環境に関する目標・計画の作成、実施・運営、点検・是正、経営者による環境マネジメントシステムの見直しがあり、組織内の一定の手続きを規定し、システム自体の改善を直接の目的とするものと考えられている。

### 緩衝緑地

公害や災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に設置され、空間距離を保つとともに樹木の持つ環境保全機能効果に期待し、多くの樹木が植えられることが多い。通常、都市計画上の「都市施設(公園等)」として位置づけられ、都市公園の一種として地方公共団体により整備される。

### クールビズ

夏季に衣服の軽装化等により過度の冷房に頼らない生活を促す取組。冷房の適切な使用を実践し、温室効果ガスの排出を抑制することを目的としている。

### クリーンエネルギー

再生可能エネルギーに加え、発電時や熱利用時に、二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質の排出が少ないエネルギー。具体的には、太陽光、水力、バイオマス、太陽光発電による電力で製造した水素など。

### グリーン契約(環境配慮契約)

製品やサービスを調達する際に、環境への負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っている。

### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

### グリーンツーリズム

農山漁村地域において、自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

### 耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことをいう。なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含まない。一般的には、遊休農地と同義語として扱われている。

### コンポスト

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものをいう。主に都市の生ごみから作られる有機肥料を指している。

## 【さ行】

### サーマルリサイクル

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱が、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている例がある。

### 再生可能エネルギー

エネルギー源の枯渇の心配がない自然エネルギーのこと。太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなどの他、ダム等の建設を伴わない小規模な水力発電も再生可能エネルギーに含まれる。

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物を指す。産業廃棄物については、事業者自らの責任で、環境汚染が生じないように適正に処理することが義務づけられている。

### 3010(さんまるいちまる)運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、“乾杯後 30 分間”は席を立たずに料理を楽しみましょう、“お開き 10 分前”になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減することを目的としている。

### 小水力発電

再生可能エネルギーの一つで、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する。自然破壊を伴うダム式の水力発電とは区別されるのが一般的。二酸化炭素を排出せず、またエネルギーの再利用が可能な発電方法として、地球温暖化防止という観点からも見直されている発電方法である。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象である出力 1,000kW 未満の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶことが多い。

### 食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。国民一人あたり年間約 48kg、一日換算で茶碗約 1 杯分のご飯の量が廃棄されている。大量の食品ロスは、廃棄に多額のコストを要するだけでなく、可燃ごみとして燃やすことで二酸化炭素排出や焼却後の灰の埋め立て等による環境負荷を招いている。また、経済面からは、食料を輸入に頼りながら大量に廃棄している状況は無駄があるほか、地球規模では 7 人に 1 人の子どもが食べ物に困っている状況となっていることから、食べ物を無駄なく大切に消費していく必要がある。

### 新エネルギー

バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電など、再生可能エネルギーを中心としたエネルギーのうち、法律で特に活用を推進しているエネルギーを新エネルギーと呼ぶ。

### 森林セラピーロード

森の香りや清々しい空気、美しい森の色彩や景観などが人の生理に及ぼす効果について、生理・心理・物理実験等により、「癒し」効果の検証等がなされた散策路のこと。

### 生態系

ある地域に住む生物(生物群集)と、その生活に影響を与える無機的な環境(土壌・水・空気等)とを総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。

### 生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

**【た行】****太陽光発電設備**

半導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する装置のこと。

**地球温暖化**

化石燃料の燃焼等の人間活動により、大気中の二酸化炭素やメタンといった温室効果ガスが増加し、地球の気温が上昇する現象。生活環境や生態系に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

**地産地消**

「地域で生産されたものをその地域で消費すること」を基本とした活動で、農業者と消費者を結びつけることを目的としている。消費者にとっては、身近な場所から新鮮でより安価な農産物を得ることができ、生産者にとっては、消費者との顔が見える関係により地域の消費者ニーズを的確にとらえた効率的な生産を行うことができ、お互いの信頼関係の構築が期待できる。

**長期優良住宅**

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する「長期にわたり良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅」のこと。

**デポジット制度**

製品価格に一定金額の「デポジット(預託金)」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度をいう。「預かり金払い戻し制度」ということもある。

**デマンド交通**

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

**【な行】****生ごみ処理機**

乾燥または微生物による分解によって、生ごみを減量化及びたい肥化させる機器。生ごみ堆肥化の方法はいくつかあり、畑や庭にプラスチック製のコンポスター(コンポスト容器)を設置し、生ごみと土を交互に投入して微生物により分解させる方法もその一つである。

**農業集落排水処理**

小さな集落が分散している農村地域で、下水道よりも小規模で家庭用の汚水を集めて処理し、農業用水路や河川に戻すしくみをいう。

**【は行】****パークアンドライド**

都市部への自動車乗り入れを規制する手段の一つ。都市近郊に大型駐車場を設置し、そこから都心部へは公共の鉄道やバス等で移動するシステム。イギリスなど欧州で広く実施されている。

**バイオディーゼル燃料(BDF)**

植物性油、もしくは動物性油から作られた軽油と同等の燃料で、廃食油を精製することでも作ることができ、ディーゼル・エンジンを有する車両、船舶、農耕機具、発電器等に使用されている。石油燃料(化石燃料)の代替燃料として使用することにより、環境問題やエネルギーの海外依存率など様々な問題の解決策になるとして注目を浴びている。

## バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥等がある。

## フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

## ペレット

おが粉など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料のこと(木質ペレット)。ペレットストーブ、ペレットボイラーとは、木質ペレットを燃料とするストーブやボイラーのことをいう。

## 保安林

水源の涵養、土砂の流出その他の災害や干害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限(立木林の伐採、土地の形質の変更などの制限、植林の義務)が課せられている特定の森林。その指定の目的により17種類ある。

## ポケットパーク

都市の一角などに設けられる小公園。

## 【ま行】

### マニフェスト制度(産業廃棄物管理票制度)

マニフェストとは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・性状・運搬業者名・処分業者名・取扱上の注意事項などを記載して交付する帳票であり、自らも産業廃棄物の流れを把握・管理するために保管をする必要がある。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。

## 緑のカーテン

建築物等の壁面をつる性の植物などで覆う緑化のことをいう。これにより、窓から入り込む日差しを遮って、室温の上昇を抑制する効果がある。

## 緑の少年少女隊

青少年が主体となって緑化に係る広範な活動を展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市町村等が活動を援助している。

## 木質バイオマス

木材からなる生物資源の量。樹木の伐採や造材時に発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝など。植物は温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し成長するため、それを石炭、石油などの化石燃料の代替エネルギー源として用いれば、飛躍的に二酸化炭素発生量を減らすことができる。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

高齢者や身体障害者だけでなく、あらゆる人が利用できる、分かりやすいデザインのこと、初めからバリアを作りださないという考え方にたったデザインのことである。具体的には、言葉の違いや左右の利き手の違い、年齢や障害の有無などにかかわらず利用することができる設計・デザインのこと。



## 遊休農地

「農業経営基盤強化促進法」で規定された用語で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいう。一般的には、耕作放棄地と同義語として扱われている。

## 【ら行】

### レッドデータブック

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

## 【C】

### CSR

「Corporate Social Responsibility」の頭文字で、正確には「企業の社会的責任」と訳される。企業が利益至上主義に傾倒せず、市民や投資家などのステークホルダー、そして社会全体に対しての責任を果たすべく、戦略を持ち自発的に行動を起こすことをいう。

## 【E】

### EA21(エコアクション21)

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

## 【I】

### ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格。社会経済的ニーズとバランスをとりながら、環境を保護し、変化する環境状態に対応するための組織の枠組みを示している。

前期計画実績表

環境指標の種類  
 ●: 成果指標 目標への到達度を表す指標  
 ○: 取組指標 目標達成に向けた取組の進捗状況を表す指標  
 △: モニタリング指標 継続的に数値をモニタリングし、状況の経年変化を把握する指標

進捗状況の見方(基準値と現状値の比較)  
 ○ 基準値を満たした  
 ▲ 基準値を満たさなかった  
 → 基準値を維持  
 空欄 数値なし

進捗目標	環境要素	環境指標	単位	基準値	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	進捗状況(令和元年度実績)	備考(概数、参考資料)		
豊かな自然を守り環境と共生するまち	1-1 農地・果樹園	「農地や土の親しみやすさ」に満足している市民の割合	●	%	59.1	—	—	—	—	—	—	—	—	71		R2に実施		
		農用地面積	●	ha	3,587	3,559	3,545.0	3,531.0	3,518.0	3,516.0	3,279.0	3,277.5	3,275.9	3,265.9	3,587	▲		
		耕作放棄地の面積	●	ha	171	169	169	169	268	232	197	211	204	236	120	▲		
		農地パトロール実施回数	○	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	→		
		新しく耕作を始めた人数、耕作希望者数	○	人	38	3	39	40	41	36	28	56	46	41	41	○		
		学校給食において地元農産物を使用する割合	○	%	12	13	13	14	14	15	15	15	22	22.4	20.3	20	○	
		農業体験・交流イベント開催数	△	回	2	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	—	▲	
		〃 参加者数	△	人	100	153	110	104	0	0	0	0	0	0	0	—	▲	
		農業学習会、セミナーの開催回数	△	回	20	20	26	27	26	27	0	25	25	24	—	○		
		〃 参加者数	△	人	600	648	602	964	730	775	0	537	399	605	—	○		
	市民農園の面積	△	m <sup>2</sup>	9,412	8,918	9,412	5,525	5,525	8,445	8,445	8,445	8,445	8,445	8,445	—	▲		
	エコファーマー認定者数(※1)	△	人	1,873	1,765	1,762	2,669	2,700	2,251	2,287	2,373	1,250	1,232	—	▲			
	認定農業者数	△	人	526	517	550	628	710	833	930	944	931	893	—	○			
	1-2 森林	「木々の緑の豊かさ」に満足している市民の割合	●	%	77.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93		R2に実施	
		林野面積	●	ha	11,836	11,836	11,819	11,819	11,819	11,819	11,819	11,819	11,819	11,821	11,836	▲		
		林業体験の実施学校数	○	校	9	0	0	0	0	0	0	0	1	1	—	▲		
		〃 参加生徒数	○	人	255	0	0	0	0	0	0	0	80	10	—	▲		
		森林体験の実施回数	△	回	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	—	▲		
		〃 参加者数	△	人	200	150	150	120	110	120	120	125	125	130	—	▲		
		森林経営計画認定面積	△	ha	1,945.69	1,962.05	1,961.98	1,961.98	2,539.60	2,539.60	2,539.60	2,539.60	2,539.60	1,833.72	—	▲	5カ年計画	
森林保全整備事業実施面積(累計)		△	ha	323	323	323	323	323	323	323	323	323	323	—	→			
間伐面積(累計)		△	ha	233.61	276.58	280.58	280.58	282.83	282.83	282.83	282.83	282.83	282.83	—	○			
植樹面積(累計)		△	ha	57.22	66.33	67.23	67.23	67.63	67.93	67.93	67.93	67.93	84.22	—	○	森林経営計画実行簿提出に伴い増加		
1-3 河川・水辺	「水や水辺との親しみやすさ」に満足している市民の割合	●	%	40.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52		R2に実施		
	多自然工法を導入した事業件数	○	件	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	▲			
	アダプトプログラム登録団体数(水空間の整備)(※2)	○	団体	3	3	3	3	2	3	2	2	2	1	7	▲			
	〃 登録人数	○	人	77	91	56	93	92	98	84	76	72	34	117	▲			
	河川の清掃活動実施回数	△	回	2	4	4	4	4	4	3	2	3	4	—	○			
	〃 参加人数	△	人	200	661	734	696	623	663	430	325	398	572	—	○			
	特定外来種に関する広報回数	○	回	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	→			
	鳥獣保護区の指定数	△	箇所	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	—	→			
	〃 面積	△	ha	15.49	15.49	15.49	15.49	15.49	15.49	15.49	15.49	15.49	15.49	—	→			
	自然環境保全地域の指定数	△	箇所	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	—	→			
1-4 動植物・生態系	〃 面積	△	ha	30.63	30.63	30.63	30.63	30.63	30.63	30.63	30.63	30.63	30.63	—	→			
	動植物に関する天然記念物の件数(県)	△	件	8	7	7	7	7	7	7	5	7	6	—	▲	富吹市指定文化財一覧表より		
	〃 (市)	△	件	35	35	35	33	33	32	32	32	31	31	—	▲	富吹市指定文化財一覧表より		
	野生動物の食害等による被害件数(苦情件数)	△	件	27	12	35	33	30	37	32	36	40	47	—	▲			
	農作物被害防止に向けた有害鳥獣駆除実施回数	△	回	27	9	35	33	30	37	32	36	40	47	—	○			
	〃 駆除数	△	頭	627	615	875	826	948	843	855	1,055	1,187	1,184	—	○			
	観察・発見された特定外来種の個体数	△	頭	2	2	4	0	3	0	0	14	33	40	—	○	アライグマ捕獲数		
	1-5 自然とのふれあい	「生き物とのふれあいやすさ」に満足している市民の割合	●	%	45.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55		R2に実施	
		自然観察会等のイベント開催数	○	回	0	1	0	0	0	2	1	0	1	2	1	○		

環境目標	環境要素	環境指標	単位	基準値	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	令和元年度実績	令和2年度	進捗状況(令和元年度時点)	備考(数値、参考資料)		
2-1 大気環境		「空気のきれいさ(揮発性の排気ガス、悪臭等)」に満足している市民の割合	●	%	58.1	—	—	—	—	—	—	—	70		R2に実施		
		廃プラスチック等の回収量	○	t	271	276	266	259	255	257	262	358	359	356	280	○	
		廃プラスチック等の適正処理周知、指導回数	○	回	86	57	43	27	24	31	52	26	9	9	90	▲	
		大気汚染に係る測定結果(N <sub>2</sub> O年平均値)窒素酸化物	△	ppm	0.022	0.010	0.012	0.018	0.017	0.016	0.014	0.014	0.012	0.011	—	○	県大気水質保全課より提供
		"(SPM年平均値)浮遊粒子状物質	△	mg/m <sup>3</sup>	0.013	0.020	0.018	0.020	0.016	0.018	0.016	0.016	0.015	0.013	—	→	県大気水質保全課公表の「大気汚染状況の常時監視結果について」より
		空間放射線量測定結果(年平均値)	△	μSv/h	—	0.056	0.053	0.061	0.063	0.062	0.065	0.050	0.051	0.051	—		県大気水質保全課公表の「サーベイメーターによる地上1メートル高さの定点調査の結果」より
		畜産農家に対する悪臭の指導回数	△	回	1	1	1	1	0	1	0	2	2	0	—	○	
		工場・事務所における悪臭の指導回数	△	回	3	1	2	2	4	1	6	2	5	3	—	→	環境所管苦情台帳より
		「野焼き」に関する苦情件数	△	件	63	34	52	58	62	39	85	46	65	49	—	○	農林所管苦情台帳 環境所管野焼き台帳 支所所有台帳
		「悪臭」に関する苦情件数	△	件	35	12	22	26	22	26	14	19	24	15	—	○	農林所管苦情台帳 環境所管苦情台帳 支所所有台帳
2-2 水・土環境		「水のきれいさ(河川・水路や池沼等)」に満足している市民の割合	●	%	34.2	—	—	—	—	—	—	—	—	51		R2に実施	
		笛吹川のBOD平均値(直近3カ年) <sup>(注)</sup>	●	mg/l	1.03	0.93	1.30	1.31	1.30	1.00	1.16	1.15	1.05	1.17	1	▲	県大気水質保全課公表の「水質常時監視結果資料」より
		水質基準達成率	●	%	84	86	73.3	79.1	89.3	84.8	84.8	83.8	89.2	95.7	92	○	
		地下水に係る環境基準の達成地点の割合(井戸水)	●	%	85.4	87.3	92.8	85.5	89.7	86.2	86.2	82.7	86.2	94.8	94	○	
		生活排水処理率	○	%	70.5	70.7	71.5	74.3	75.2	74.3	77.1	77.5	81.3	81.5	81.8	○	
		公共下水道処理人口	○	人	41,440	42,011	42,311	43,167	44,480	44,627	45,506	45,596	46,175	42,135	48,937	○	
		公共下水道処理人口普及率	○	%	58	59	58.8	60.6	62.8	63.2	64.8	65.3	66.1	60.7	72	○	
		合併浄化槽設置済人口	○	人	7,831	8,419	8,690	9,296	8,389	8,432	9,243	9,854	9,993	13,769	11,681	○	
		農業集落排水処理人口	○	人	515	473	443	416	406	389	372	389	339	323	—	▲	
		生活道路・水路の整備に関する市民満足度	△	%	55.7	50.4	47.1	45.6	—	—	—	—	—	—	—		まちづくり基礎調査より(H25で調査終了)
		地下水に係る環境基準の達成地点の割合(上水道用)	△	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	→	
		広報紙による啓発	△	回	4	4	4	4	2	1	8	6	1	6	—	○	
		工場や事業者に対する指導回数	△	回/年	7	5	4	11	18	6	12	10	11	8	—	▲	
2-3 廃棄物		「日常生活から発生する、ごみの処理のされ方」に満足している市民の割合	●	%	51.4	—	—	—	—	—	—	—	—	55		R2に実施	
		1人1日当たりのごみ排出量(生活系ごみ)	●	g/人・日	667.5	666.3	669.7	663.8	667.6	664.3	654.0	600	622	626.9	500	○	
		"(事業系ごみ)	●	g/人・日	315.7	292.9	287.2	284.9	302.4	309.8	312.0	348	357	348.4	250	▲	H29年度までは一部事務組合協議書、R元年度は一部事務組合協議書と町民・事業者ごみ処理施設事務組合からの報告数値をもとに算出
		ごみ総排出量	●	t	25,849	25,229	25,052	24,630	25,047	25,099	24,745	24,197	24,848	24,536	24,500	○	
		生活系可燃ごみの減量率(対基準年度H16年度)	●	%	29	28	28	30	30	30	30	40	39	38	55	○	
		リサイクル率	●	%	21	21	20	19	19	19	18	21	20	23.6	30	○	一般廃棄物処理実態調査より
		容器包装廃棄物分別収集量	●	t	271	276	266	259	255	257	262	280	359	356	280	○	
		古紙分別収集量(新聞・雑誌・ダンボール・ミックス紙)	●	t	2,912	2,641	2,079	1,946	1,848	1,691	1,920	1,936	1,827	1,672	3,000	▲	
		資源物の混入量(可燃)	●	t	7,755	7,274	6,868	7,635	7,765	6,526	6,434	7,458	4,842	3,413	7,650	○	
		"(不燃)	●	t	1,290	993	745	714	638	520	513	526	314	313	600	○	
		「買ひ物の際のレジ袋利用抑制」にいつも取り組んでいる市民の割合	○	%	85	85	84	84	84	84	84	84	84.7	85.8	90	○	県環境・エネルギー課公表の「マイバッグ等の持参率・レジ袋削減効果の集計結果について」より
		資源物回収奨励金登録団体数	○	団体	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132	138	→	
		資源物回収奨励金登録団体の資源物回収量	○	kg	3,076,639	2,725,607	2,687,217	2,528,204	2,930,747	2,797,303	2,554,725	2,484,070	2,424,627	2,320,532	3,200,935	▲	資源物回収実績より
生ごみ処理機購入助成件数	○	件	196	95	103	54	84	51	61	88	63	58	210	▲			
一般廃棄物許可業者説明会開催数	○	回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	→			
廃食用油回収量(市で回収したもの)	○	g	12,255	18,133	16,679	11,088	17,328	13,345	13,461	10,941	11,978	12,059	14,500	▲	台帳「廃食用油回収先及び回収量」より		
廃食用油からの年間バイオディーゼルの精製量(BDF)精製量	○	g	9,300	9,400	12,000	11,000	5,200	2,000	1,000	—	—	—	13,000		H28年度で事業終了		
ごみ減量化・資源化の意識啓発イベント開催回数	○	回	86	57	43	27	24	31	52	26	9	9	90	▲	分別説明会の回数		
廃棄物処理施設・現場見学会開催回数	○	回	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	→			
"参加人数	○	人	0	9	0	0	0	0	15	10	0	0	20	→			
ごみ収集カレンダー配布数(累計)	△	枚	31,000	35,000	37,000	39,000	40,000	41,000	42,000	43,000	43,700	44,900	—	○			
2-4 身近な生活環境		「まちの静けさ(騒音や振動)」に満足している市民の割合	●	%	60.5	—	—	—	—	—	—	—	—	73		R2に実施	
		騒音測定における環境基準の達成地点の割合	●	%	92.3	93.7	98.1	99.3	98.7	97.8	97.8	98.3	98.5	98	○	自動車騒音調査より	
		騒音・振動に関する苦情件数	△	件	14	9	25	10	15	12	14	27	30	21	—	▲	農林所管苦情台帳 環境所管苦情台帳 支所所有台帳
工場や深夜営業店舗等に対する指導回数	△	回/年	5	0	1	1	2	4	8	7	7	4	—	○	環境所管苦情台帳(資料置場等含む)		

環境目標	環境要素	環境指標	単位	基準値	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	目標 (令和2年度)	進捗状況 (令和2年度時点)	備考 (欄外数字、参考資料)			
快適に暮らすまち	3-1 公園・緑地	市民一人当たりの緑地面積	●	㎡	8.6	8.6	8.6	8.8	8.9	9.6	9.7	10.3	10.4	9.10	○				
		公園・緑地数	●	箇所	19	19	19	19	19	20	20	25	27	27	22	○			
		都市公園数	●	箇所	6	6	6	7	7	7	7	6	6	6	8	→			
		公共施設における緑のカーテン実施数	○	箇所	3	41	41	38	31	32	32	12	18	12	32	○			
		身活に自然とふれあうことができると感じている市民の割合	△	%	70.7	69.7	73.4	68.3	—	—	—	—	—	—	—	—		まちづくり基礎調査より (H25で調査終了)	
		公園を利用している市民の割合(H22~)	△	%	35.9	38.6	39.1	38.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—		まちづくり基礎調査より (H25で調査終了)
		都市公園面積	△	ha	37.25	37.25	37.25	38.68	37.25	37.25	37.25	37.20	37.20	37.20	—	▲			
	3-2 歴史・文化的環境	市の文化遺産や地域の文化に触れたことがある市民の割合	●	%	43.9	22.7	55	45	—	—	—	—	—	—	57		まちづくり基礎調査より (H25で調査終了)		
		文化財を活用したイベントの開催数	○	回	3	3	8	4	7	6	29	21	4	10	8	○			
		参加者数	○	人	230	250	232	684	510	712	702	721	70	856	570	○			
		文化施設(郷土館等)を活用した企画展・特別展・イベント参加者数	○	人	7,635	3,315	7,700	5,892	6,958	7,388	6,998	7,097	6,731	5,635	7,068	▲			
		開催数	△	回	8	8	8	8	12	22	19	21	38	35	—	○			
		伝統芸能継承団体数	△	団体	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	—	→	無形民俗文化財継承団体 未指定民俗芸能継承団体		
		登録文化財数	△	件	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5	—	○	富吹市指定文化財一覧表より		
		指定文化財数	△	件	218	216	215	213	213	211	212	211	211	210	—	▲	富吹市指定文化財一覧表より		
		うち国指定文化財数	△	件	15	15	12	12	13	13	13	13	13	13	—	▲	富吹市指定文化財一覧表より		
		うち県指定文化財数	△	件	66	64	63	63	63	63	64	63	63	62	—	▲	富吹市指定文化財一覧表より		
	うち市指定文化財数	△	件	138	139	139	137	137	135	135	135	135	135	—	▲	富吹市指定文化財一覧表より			
	3-3 郷土景観	「木々の緑の豊かさ」に満足している市民の割合	●	%	77.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93		R2に実施		
		電線類地中化の整備延長	△	m	2,779.3	2,779.3	2,779.3	3,702.5	3,702.5	3,702.5	3,702.5	2,472.7	2,492.5	2,492.5	—	▲			
		「まちの清潔さ・きれいさ(ごみの散乱など)」に満足している市民の割合	●	%	40.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50		R2に実施		
3-4 まち美化・暮らしのマナー・モラル	公害や不法投棄がなく衛生的に生活できると答えた市民の割合	●	%	49.3	48.8	49.4	51.7	—	—	—	—	—	—	60		まちづくり基礎調査より (H25で調査終了)			
	アダプトプログラム登録団体数(水空間の整備含む) <sup>(H22)</sup>	○	団体	19	17	14	12	11	12	10	10	9	8	22	▲				
	登録人数	○	人	581	507	398	418	414	416	431	420	308	262	750	▲				
	清掃活動の参加者数	○	人	1,830	1,890	1,840	1,850	1,830	1,850	1,860	420	308	262	2,050	▲				
	意識啓発イベントの開催回数	○	回	86	57	43	27	24	31	52	26	9	9	90	▲	分別説明会の回数			
	参加者数	○	人	2,650	1,629	1,390	800	700	900	1,000	995	340	350	2,700	▲				
	花の苗配布団体数	○	団体	61	65	65	63	73	73	87	83	81	86	100	○				
	ハトール実施日数	△	日	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	—	→				
	不法投棄の発見報告件数	△	件	290	456	217	184	187	173	213	351	356	626	—	▲	不法投棄回収台帳より			
	不法投棄物処理件数	△	件	287	441	208	176	182	151	195	310	339	615	—	▲				
	「不法投棄」に関する苦情件数	△	件	18	3	3	7	14	7	19	46	55	44	—	▲	環境所管苦情台帳 支所所有台帳			
「空き地や耕作放棄地の雑草」に関する苦情件数	△	件	46	61	68	64	73	90	200	188	194	219	—	▲	環境所管苦情台帳 農業委員会所有台帳 支所所有台帳				
空地等の管理人に対する指導件数	△	回	39	59	65	61	56	86	172	167	148	170	—	▲	環境所管苦情台帳 農業委員会所有台帳 支所所有台帳				
啓発看板の配布件数	△	件	35	122	120	147	92	89	56	28	154	118	—	▲					
地球温暖化の低減に貢献するまち	4-1 地球温暖化	市営バスの利用者数	●	人	28,668	29,500	27,051	26,617	23,788	23,627	24,151	23,440	23,361	19,426	31,534	▲			
		住宅用太陽光発電システム補助金交付件数(累計)	○	件	253	806	1,248	1,522	1,732	1,857	1,954	2,042	—	—	2,932		H29年度まで事業終了		
		環境家計簿提出件数	○	件	47	13	23	44	30	73	91	50	35	67	57	○	黒環境・エネルギー課より		
		LED照明導入小中学校数	○	校	0	0	0	0	3	6	4	4	4	1	19	○			
		デマンド交通の利用者数	○	人	3,600	3,600	5,058	6,887	6,784	7,798	8,449	8,046	7,980	8,450	14,900	○			
		公用車へのエコカーの導入台数	○	台	42	59	71	90	109	122	128	124	118	106	145	○			
		環境学習の一環として簡易測定を実施している小中学校数	○	校	6	6	7	8	9	10	10	10	3	0	12	▲			
		幹線道路網が整備され移動しやすいまちだと感じている市民の割合	△	%	54.3	45.5	44.3	41.5	—	—	—	—	—	—	—	—		まちづくり基礎調査より (H25で調査終了)	
		鉄道やバスが利用しやすいまちだと感じている市民の割合	△	%	19.9	15.8	12.5	14.6	—	—	—	—	—	—	—	—		まちづくり基礎調査より (H25で調査終了)	
		JR石和温泉駅1日当り乗・降人数	△	人	5,338	5,176	5,132	5,596	5,570	5,692	5,662	5,922	5,956	5,906	—	○			
地球温暖化対策に関するキャンペーン実施回数	△	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	—	▲				

環境目標	環境要素	環境指標	単位	基準値	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度実績	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	目標 (令和2年度)	進捗状況 (令和元年度時点)	備考 (指標数字、参考資料)	
自ら働き環境保全に取り組むまちづくり	5-1 環境教育 環境学習	「学校や地域社会における環境教育の質・量」に満足している市民の割合	●	%	43.4	—	—	—	—	—	—	—	—	50		R2に実施	
		みどりの少年少女隊組織数	●	団体	9	8	8	9	9	9	9	9	9	9	10	→	
		環境学習イベント開催数(子ども環境教室、環境ポスター展)	○	回	2	7	6	6	6	7	5	3	7	6	7	○	
		やまなしエコチーターチャームによる出前講座開催小中学校数(累計) <sup>20)</sup>	○	校	0	1	3	6	9	12	10	2	3	3	19	○	
		環境年次報告書の公表回数	○	回	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	○	
		環境関連図書数(学校)	○	冊	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,521	3,550	3,550	3,550	3,550	3,555	○	
		〃(市立)	△	冊	2,125	2,067	2,067	2,106	2,153	2,141	2,151	2,160	2,148	2,163	—	○	
		河川環境および林業体験実施回数	△	回	3	0	1	1	1	1	1	1	1	1	2	—	▲
	5-2 各主体による 環境保全活動	「エコ活動に取り組んでいる」市民の割合	●	%	82.4	78.3	77.6	77.2	—	—	—	—	—	—	88		まちづくり基礎調査より (H25で調査終了)
		環境に関する広報特集記事数	○	件/年	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	1	→	
		環境に取り組む個人・団体等の活動等を紹介した広報記事数	○	件/年	9	10	13	6	4	3	1	1	1	5	12	▲	
		環境保全に関するNPO法人数	○	団体	2	3	4	5	5	5	4	5	7	6	11	○	内閣府NPOホームページ掲載情報
		市が主催する、各主体の交流イベント開催数	△	回	2	2	2	2	5	5	2	1	1	0	—	▲	
		市役所におけるグリーン購入物品数(ペン・ファイル・コピー用紙) <sup>21)</sup>	△	%	—	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—	▲	

## 第2次笛吹市環境基本計画

発行日：令和3年3月

発行：笛吹市 市民環境部 環境推進課

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部 809-1

電話 055-261-2044（直通）

FAX 055-262-7646



